

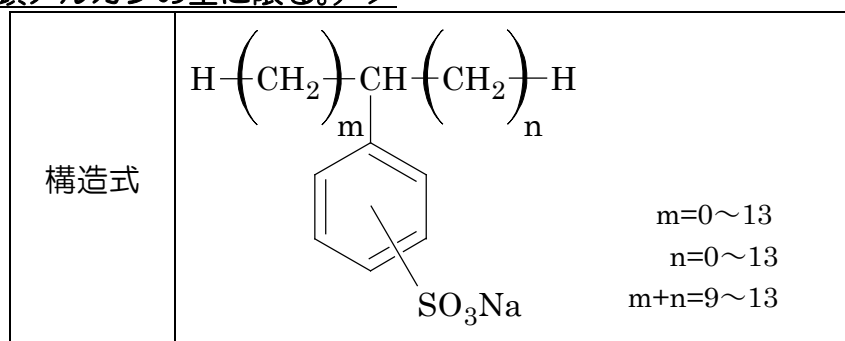
優先評価化学物質の届出について
(アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
(アルキルは炭素数が 10 から 14 までの直鎖アルカンの基に限る。))

平成 25 年 3 月
 経済産業省化学物質安全室

アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（アルキルは炭素数が 10 から 14 までの直鎖アルカンの基に限る。）（以下、「LAS」という。）は、平成 25 年 3 月に化審法の優先評価化学物質に指定されます。このため、LAS の製造・輸入を行っている事業者等は、平成 24 年度の実績分から、所定の届出様式により、優先評価化学物質としての届出を行っていただくことが必要です。

LAS については、優先評価化学物質の届出を行ってください。

＜アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（アルキルは炭素数が 10 から 14 までの直鎖アルカンの基に限る。）＞



(これまで)
一般化学物質として届出。

(これから（平成 24 年度実績から）)
LAS については、優先評価化学物質としての届出が必要です。物質管理番号の欄に優先評価化学物質の通し番号を、その他の番号の欄に CAS 番号を記入いただきますようお願いいたします。

| 物質名称 | 物質管理番号 | 官報整理番号 | その他の番号（任意） |
|--|--------|---|------------|
| アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (アルキルは炭素数が 10 から 14 までの直鎖アルカンの基に限る。) | 140 | 次の番号のいずれか 3-1884 3-1906 3-1949 | CAS 番号を記入 |

官報整理番号の欄には、次の番号のうち、該当する番号を御記入ください。

| 官報整理番号 | 官報公示名称 |
|--------|--|
| 3-1884 | 直鎖アルキル (C6~14) ベンゼンスルホン酸及びその塩 (K, Na, Li, Ca) |
| 3-1906 | アルキル (C=6~16) ベンゼンスルホン酸塩 (Na, K, Ca, Mg, Zn, Ba) |
| 3-1949 | アルキル (C=10~50) ベンゼンスルホン酸塩 (Ca, Na, K, Mg, Ba) |

(注) <上記官報整理番号の物質の内、優先評価化学物質に該当せず一般化学物質として届出を行う物質>

- アルキル基の炭素数が 10~14 以外のアルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- アルキル基が分岐のアルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- 陽イオンがナトリウム以外のアルキルベンゼンスルホン酸塩
- アルキルベンゼンスルホン酸 (遊離酸)

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
(電話) 03-3501-0605
(FAX) 03-3501-2084
(mail) kashinhou-junbi@meti.go.jp

Q&A

Q1

当社ではドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム (CAS:25155-30-0) を製造・輸入しています。

優先評価化学物質の届出はどのように行えばよろしいでしょうか？

A1

全量について、以下の届出を行っていただきますようお願いいたします。

| | |
|--------|--|
| 物質名称 | アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (アルキルは炭素数が 10 から 14 までの直鎖アルカンの基に限る。) |
| 物質管理番号 | 140 (優先評価化学物質の通し番号) |
| 官報整理番号 | 3-1884、3-1906 又は 3-1949 のいずれか |
| その他の番号 | 25155-30-0 |

Q2

当社では直鎖アルキルベンゼンスルホン酸を製造・輸入しています。

優先評価化学物質及び一般化学物質の届出はどのように行えばよろしいでしょうか？

A2

一般化学物質としての届出を行ってください。

Q3

当社では官報整理番号 3-1949 を輸入していますが、アルキル基の炭素数等がわかりません。

優先評価化学物質及び一般化学物質の届出はどのように行えばよろしいでしょうか？

A3

アルキル基の炭素数の分布や陽イオンの種類を正しく特定して按分することは、優先評価化学物質及び一般化学物質の届出を行うにあたり必要です。

優先評価化学物質及び一般化学物質の届出を適切に行うため、アルキル基の炭素数の分布や陽イオンの種類を正しく特定し按分していただきますようお願いいたします。